

8月1日からは「オレンジ色」の新しい被保険者証（7月末までに郵送）を提示してください 後期高齢者医療被保険者証の更新時期です

●一部負担割合を更新します

医療費の負担割合は平成27年中の所得で判定されます。現役並み所得者（住民税課税所得金額が145万円以上ある後期高齢者医療制度の被保険者および同じ世帯にいる被保険者）は3割負担ですが、世帯の収入状況により申請すると、1割負担になることがあります。

所得区分	自己負担割合	自己負担限度額（1カ月）	
		外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円+（医療費－267,000円）×1%※ 4回目以降は44,400円
一般	1割	12,000円	44,400円

●限度額適用・標準負担額減額認定証の更新時期

住民税非課税世帯の人は、申請し認定されると申請月から適用されます。※すでに認定を受けている人は手続き不要

自己負担限度額

所得区分	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）	入院時の食事負担（1食あたり）
低所得者II	8,000円	24,600円	90日まで…210円 91日以上…160円
低所得者I	8,000円	15,000円	100円

申請に必要なもの 印鑑、被保険者証、マイナンバー通知カードまたはマイナンバーカード
問合せ 保険年金課（☎983-2710）

学生の皆さんは確認してください

国民年金・学生納付特例の申請をお忘れなく

20歳以上の学生で国民年金保険料の納付が困難な場合、申請して承認されれば保険料の納付が10年間猶予されます。学生とは、大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校に通う人のことをいいます。

免除申請は、申請時点から2年1カ月前分までさかのぼって申請できます。この期間に未申請の部分がある人は相談してください。また、10年間のうちに保険料を追納（後払い）することができますが、承認を受けた年度の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、猶予されていたときの保険料に一定の加算額が上乗せされます。経済的に余裕のある人は、保険料を通常納付することをおすすめします。

●28年度分の申請について

対象期間 平成28年4月～平成29年3月
ところ 保険年金課

申請手続きに必要な持ち物

- 必ず必要なもの 学生証（コピー可、有効期限がわかるようにコピーしたもの）または在学証明書
 - 場合によって必要なもの ▶家族が代理申請する場合…認め印▶20歳到達者の場合…日本年金機構から本人に郵送された書類一式▶前年就労して退職（失業）した場合…雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票
- 問合せ 保険年金課（☎983-2606）

お寄せください！「協働のまちづくり活動」の提案

市では、スマートウエルネスみしま、ガーデンシティみしま、安全安心なまちづくりなど、市民と行政の協働による地域づくりを推進しています。

そこで、活力あるまちづくりや、市民誰もが誇りと愛着を持てる地域社会の実現のため、市民や市民グループ、企業が自ら取り組む地域づくりの提案を広く募集します。応募された提案を審査し採用された提案事業には、市が必要な支援をします。

募集内容 ▶市民自ら取り組むまちづくり活動の計画・実施に関する提案▲市民のグループと行政との協働によるまちづくり活動の推進に関する提案

対象 市内に住所を有する人、市内に所在する事業所または団体

応募方法 8月1日(月)までに15ページの応募用紙に記入し、郵送してください。

問合せ 市民生活相談センター（☎983-2621）

協働のまちづくり活動の提案応募用紙

③たにおり

三島市長宛

平成 28 年 7 月 日

氏名・団体名（ふりがな）

（提案の実施者） _____

年齢 _____ 歳代

住所 三島市 _____

電話番号 _____

次のとおり「協働のまちづくり活動」を提案します。

提案の件名

地域における現状と課題（具体的に記入してください）

②たにおり

自分たちで取り組むまちづくり活動の内容
（具体的に記入してください）

必要な市のサポート

実施効果の見込み